

振り込め詐欺救済法に関するご相談窓口について

- 「振り込め詐欺救済法（正式名称：犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が、平成20年6月21日から施行されています。
本法律は、被害者救済の観点から、現在、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還について手続等を定めた法律です。
- 当行では、本法律の趣旨に則り、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を、当行の口座に振り込まれた方からのご照会、ご相談の窓口を設置しております。
ご照会、ご相談の際には、下記の「振り込め詐欺被害者相談窓口」まで、ご連絡ください。
- なお、当行のお客さまで、他金融機関にお振込になり被害に遭われたお客さまは、お近くの当行本支店の窓口にご相談ください。

山梨中央銀行本店内：振り込め詐欺被害者相談窓口
電話番号：055-233-2111（大代表）
受付時間：月曜日～金曜日（銀行休業日は除く） 8：30～17：00

- 本法律は、犯罪被害資金の全部または一部が、金融機関の犯罪利用口座に残っている場合の返還手続を定めたものです。したがって、被害に遭われた金額が全く返還されない場合、および一部のみの返還となる場合があります。
- 被害資金の返還は、犯罪利用預金口座名義人の預金債権消滅手続、被害回復分配金支払申請受付手続、被害回復配分支払該当者決定手続等を順次行うことになります。
このため、お申し出をいただいてから実際の支払までには数ヶ月かかることがあります。
- 「振り込め詐欺救済法」の詳細につきましては預金保険機構ホームページ（<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>）をご参照ください。

以 上